

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改 正 後

(国内事業所等の範囲)

第四条 法第二条第六号イに規定する政令で定める場所は、国内にある次に掲げる場所とする。

一・二 省略

三 その他事業を行う一定の場所(次項に規定する長期建設工事等を行う場所及び第四項に規定する特定役務提供を行う場所を除く。)

2 法第二条第六号ロに規定する政令で定めるものは、外国居住者等の国内にある長期建設工事現場等(外国居住者等が国内において長期建設工事等(建設、組立て若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供で六月を超えて行われるものをいう。以下この項において同じ。)を行う場所をいい、外国居住者等の国内における長期建設工事等を含む。第六項において同じ。)とする。

3 前項の場合において、二以上に分割をして建設、組立て若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供(以下この項において「建設工事等」という。)に係る契約が締結されたことにより前項の外国居住者等の国内における当該分割後の契約に係る建設工事等(以下この項において「契約分割後建設工事等」という。)が六月を超えて行われないうこととなつたとき(当該契約分割後建設工事等を行う場所(当該契約分割後建設工事等を含む。)を前項に規定する長期建設工事現場等に該当しないこととする)が当該外国居住者等又はその関係者による当該分割の主たる目的の一つであつたと認められるときに限る。)における当該契約分割後建設工事等が六月を超えて行われるものであるかどうかの判定は、当該契約分割後建設工事等の期間に国内における当該分割後の他の契約に係る建設工事等の期間(当該契約分割後建設工事等の期間と重複する期間を除く。)を加算した期間により行うものとする。ただし、正当な理由に基づいて契約を分割したときは、この限りでない。

4 法第二条第六号ハに規定する政令で定めるものは、事業を行う外国居住者等(役務の提供を内容とする事業(以下この項及び次項において「役務提供事業」という。)を行う者に限る。以下この項において同じ。)の国

改 正 前

(国内事業所等の範囲)

第四条 法第二条第六号イに規定する政令で定める場所は、次に掲げる場所とする。

一・二 同上

三 その他事業を行う一定の場所(次項に規定する建設作業等を行う場所及び第三項に規定する特定役務提供を行う場所を除く。)

2 法第二条第六号ロに規定する政令で定めるものは、外国居住者等の国内にある建設作業場(外国居住者等が国内において建設作業等(建設、組立て若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供で六月を超えて行われるものをいう。以下この項において同じ。)を行う場所をいい、当該外国居住者等の国内における当該建設作業等を含む。)とする。

3 法第二条第六号ハに規定する政令で定めるものは、事業を行う外国居住者等(役務の提供を内容とする事業(以下この項及び次項において「役務提供事業」という。)を行う者に限る。以下この項において同じ。)の国

内にある役務提供場所（外国居住者等の使用人その他の従業者（当該外国居住者等が行う役務提供事業のために役務の提供を内容とする事業を行う他の者の使用人その他の従業者を含む。以下この項及び次項において「使用人等」という。）が国内において特定役務提供（当該外国居住者等の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日において開始し、又は終了する十二月の期間のうち一の十二月の期間において、当該外国居住者等の一のプロジェクト及びこれに関連するプロジェクトとして総務省令、財務省令で定めるものについての当該外国居住者等に係る使用人等の国内における当該役務提供事業のためにする役務の提供で百八十三日を超えて行われるものをいう。以下この項において同じ。）を行う場所をいい、外国居住者等に係る使用人等の国内における特定役務提供を含む。第六項において同じ。）とする。

一・二 省 略

5 | 外国居住者等（当該外国居住者等が役務提供事業を行う場合には、当該外国居住者等に係る使用人等。以下この項において同じ。）の国内における次の各号に掲げる活動の区分に応じ当該各号に定める場所（当該各号に掲げる活動を含む。）は、第一項に規定する政令で定める場所並びに第二項及び前項に規定する政令で定めるものに含まれないものとする。

- 一 当該外国居住者等に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること 当該施設
- 二 当該外国居住者等に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること 当該保有することのみを行う場所
- 三 当該外国居住者等に属する物品又は商品の在庫を事業を行う他の者による加工のためにのみ保有すること 当該保有することのみを行う場所
- 四 その事業（当該外国居住者等が役務提供事業を行う場合には、当該役務提供事業のために当該外国居住者等に係る使用人等が行う役務の提供に係る事業。以下この項において同じ。）のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、第一項各号に掲げる場所を保有すること 当該場所
- 五 その事業のために前各号に掲げる活動以外の活動（その事業の遂行にとつて準備的又は補助的な性格のものに限る。）を行うことのみを目的として、第一項各号に掲げる場所を保有すること 当該場所

内にある役務提供場所（外国居住者等の使用人その他の従業者（当該外国居住者等が行う役務提供事業のために役務の提供を内容とする事業を行う他の者の使用人その他の従業者を含む。以下この項及び次項において「使用人等」という。）が国内において特定役務提供（当該外国居住者等の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日において開始し、又は終了する十二月の期間のうち一の十二月の期間において、当該外国居住者等の一のプロジェクト及びこれに関連するプロジェクトとして総務省令、財務省令で定めるものについての当該外国居住者等に係る使用人等の国内における当該役務提供事業のためにする役務の提供で百八十三日を超えて行われるものをいう。以下この項において同じ。）を行う場所をいい、当該外国居住者等に係る使用人等の国内における当該特定役務提供を含む。）とする。

一・二 同 上

4 | 次に掲げる場所（外国居住者等（当該外国居住者等が役務提供事業を行う場合には、当該外国居住者等に係る使用人等。以下この項において同じ。）が第一号イからニまでに掲げるいずれかの活動、第二号に規定する活動又は第三号に規定する複数の活動のみを行う場合におけるこれらの活動を含む。）は、第一項に規定する政令で定める場所及び前二項に規定する政令で定めるものに含まれないものとする。

- 一 外国居住者等が次に掲げる活動のいずれかを行うことのみを目的として使用する一定の場所
 - イ 当該外国居住者等に属する物品又は商品を保管し、展示し、又は引き渡すこと。
 - ロ 当該外国居住者等に属する物品又は商品の在庫を保管し、展示し、又は引き渡すこと。
 - ハ 当該外国居住者等に属する物品又は商品の在庫を事業を行う他の者による加工のために保有すること。
 - ニ その事業（当該外国居住者等が役務提供事業を行う場合には、当該役務提供事業のために当該外国居住者等に係る使用人等が行う役務の提供に係る事業。以下この項において同じ。）のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集すること。
- 二 外国居住者等がその事業の遂行にとつて準備的又は補助的な機能をもつる事業上の活動を行うことのみを目的として使用する一定の場所

六 第一号から第四号までに掲げる活動及び当該活動以外の活動を組み合わせた活動（第一項各号に掲げる場所における当該活動の全体がその事業の遂行にとつて準備的又は補助的な性格のものに限る。）を行うことのみを目的として、当該場所を保有すること 当該場所

6 外国居住者等が長期建設工事現場等又は役務提供場所を有する場合には、当該長期建設工事現場等又は当該役務提供場所は前項第四号から第六号までに規定する第一項各号に掲げる場所とみなして、前項の規定を適用する。

7 法第二条第六号ニに規定する政令で定める者は、国内において外国居住者等に代わつて、その事業に関し、当該外国居住者等の名において契約を締結する権限を有し、かつ、これを反復して行使する者（当該者の国内における当該外国居住者等に代わつて行う活動が、第五項第一号から第四号までに掲げる活動のいずれかのみである場合又は当該外国居住者等の事業の遂行にとつて同項第五号に規定する活動以外の活動若しくは同項第六号に規定する活動を組み合わせた活動に相当する活動のみである場合における当該者を除く。次項において「契約締結代理人」という。）とする。

8 国内において外国居住者等に代わつて行動する者が、その事業に係る業務を、当該外国居住者等に対し独立して行い、かつ、通常の方法により行う場合には、当該者は、契約締結代理人に含まれないものとする。

（法人課税信託の受託者等に関する通則）

第六条 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第十六条第一項から第三項までの規定は、法第四条第一項の規定を法第三条、第四条の二から第八条まで、第十条から第十二条まで、第十四条から第十六条まで、第十八条から第二十八条まで、第三十条から第三十四条まで、第三十七条、第四十条、第四十二条及び第四十三条並びにこの章において適用する場合について準用する。

三 外国居住者等が第一号イからニまでに掲げるいずれかの活動及び前号に規定する活動のうち複数の活動（当該複数の活動がその事業の遂行にとつて準備的又は補助的な機能を有する事業上の活動である場合に限る。）を行うことのみを目的として使用する一定の場所

5 法第二条第六号ニに規定する政令で定める者は、外国居住者等のために、その事業に関し契約を締結する権限を有し、かつ、これを反復して行使する者（以下この項において「契約締結代理人」といい、次に掲げる者に該当する者を除く。）とする。

一 当該契約締結代理人が、その事業に係る業務を、当該外国居住者等に対し独立して行い、かつ、通常の方法により行う場合における当該契約締結代理人

二 当該契約締結代理人の活動が、前項第一号イからニまでに掲げるいずれかの活動、同項第二号に規定する活動又は同項第三号に規定する複数の活動のみである場合における当該契約締結代理人

（法人課税信託の受託者等に関する通則）

第六条 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第十六条第一項から第三項までの規定は、法第四条第一項の規定を法第三条、第五条から第八条まで、第十条から第十二条まで、第十四条から第十六条まで、第十八条から第二十八条まで、第三十条から第三十四条まで、第三十七条、第四十条、第四十二条及び第四十三条並びにこの章において適用する場合について準用する。

2 法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十四条の十第一項から第五項まで及び第七項から第十一項までの規定は、法第四条第一項の規定を法第四条の二から第七条まで、第十条から第十二条まで、第十四条から第十六条まで、第十九条、第二十九条から第三十三条まで、第三十五条から第三十九条まで、第四十二条及び第四十三条並びにこの章において適用する場合について準用する。

3 省 略

（事業から生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税等）

第七条 法第七条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 三 省 略

四 次に掲げる資産の譲渡により生ずる所得

イ 省 略

ロ 外国居住者等（人的役務の提供を行う非居住者を除く。ロにおいて同じ。）の国内事業所等（法第二条第六号に規定する国内事業所等という。ロ、ハ及び次号イにおいて同じ。）に帰せられる資産（不動産（第一号イからニまでに掲げる資産を含む。ロ及びハにおいて同じ。）並びに国際運輸業（同条第八号に規定する国際運輸業をいう。ロ及びハにおいて同じ。）を営む外国居住者等の当該国際運輸業に係る船舶又は航空機及び当該船舶又は航空機の運航に係る資産（不動産を除く。）を除き、当該国内事業所等を含む。）

ハ・ニ 省 略

五 七 省 略

2 法第七条第一項第二号に規定する政令で定めるものは、国内において人的役務の提供を主たる内容とする事業で所得税法施行令第二百八十二条第二号又は第三号に掲げるものを行う者が受ける当該人的役務の提供に係る対価とする。

3 法第七条第二項第二号に規定する政令で定めるものは、国内において人的役務の提供を主たる内容とする事業で法人税法施行令第七十九条第二号又は第三号に掲げるものを行う者が受ける当該人的役務の提供に係る対価とする。

4 五 十 一 省 略

2 法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十四条の十第一項から第五項まで及び第七項から第十一項までの規定は、法第四条第一項の規定を法第五条から第七条まで、第十条から第十二条まで、第十四条から第十六条まで、第十九条、第二十九条から第三十三条まで、第三十五条から第三十九条まで、第四十二条及び第四十三条並びにこの章において適用する場合について準用する。

3 同 上

（事業から生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税等）

第七条 同 上

一 三 同 上

四 同 上

イ 同 上

ロ 外国居住者等（人的役務の提供を行う非居住者を除く。ロにおいて同じ。）の国内事業所等（法第二条第六号に規定する国内事業所等という。ロ、ハ及び次号イにおいて同じ。）に帰せられる資産（不動産（第一号イからニまでに掲げる資産を含む。ロ及びハにおいて同じ。）並びに国際運輸業（同条第九号に規定する国際運輸業をいう。ロ及びハにおいて同じ。）を営む外国居住者等の当該国際運輸業に係る船舶又は航空機及び当該船舶又は航空機の運航に係る資産（不動産を除く。）を除き、当該国内事業所等を含む。）

ハ・ニ 同 上

五 七 同 上

2 法第七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、国内において人的役務の提供を主たる内容とする事業で所得税法施行令第二百八十二条第二号又は第三号に掲げるものを行う者が受ける当該人的役務の提供に係る対価とする。

3 法第七条第二項第三号に規定する政令で定めるものは、国内において人的役務の提供を主たる内容とする事業で法人税法施行令第七十九条第二号又は第三号に掲げるものを行う者が受ける当該人的役務の提供に係る対価とする。

4 五 十 一 同 上

(国際運輸業に係る所得に対する所得税又は法人税の非課税)

第十条 法第十一条第一項に規定する対象国際運輸業所得には、外国居住者等がその営む国際運輸業（法第二条第八号に規定する国際運輸業をいう。次条第一項において同じ。）に付随して次に掲げる業務を行う場合における当該業務に係る所得を含むものとする。

- 一 三 省略
- 二 四 省略

別表（第三十六条関係）

外国	非課税所得	税目
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略

備考

一 この表の非課税所得欄に掲げる所得には、日本国が締結した所得に対する租税に関する二重課税の回避又は脱税の防止のための条約に基づき当該所得に対応する同表の税目欄に掲げる税を免除される国際運輸業に係る所得を含まないものとする。

- 二 四 省略

附則

(施行期日)

(国際運輸業に係る所得に対する所得税又は法人税の非課税)

第十条 法第十一条第一項に規定する対象国際運輸業所得には、外国居住者等がその営む国際運輸業（法第二条第九号に規定する国際運輸業をいう。次条第一項において同じ。）に付随して次に掲げる業務を行う場合における当該業務に係る所得を含むものとする。

- 一 三 同上
- 二 四 同上

別表（第三十六条関係）

外国	非課税所得	税目
同上	同上	同上
同上	同上	同上
同上	同上	同上
同上	同上	同上
同上	同上	同上

備考

一 この表の非課税所得欄に掲げる所得には、日本国が締結した所得に対する租税に関する二重課税防止のための条約に基づき当該所得に対応する同表の税目欄に掲げる税を免除される国際運輸業に係る所得を含まないものとする。

- 二 四 同上

第一条 この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。

(国内事業所等の範囲に関する経過措置)

第二条 改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令(以下この条において「新令」という。)第四条第三項(非居住者である外国居住者等(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二条第三号に規定する外国居住者等をいう。以下この条において同じ。))の所得税に係る部分に限る。)の規定は、非居住者である外国居住者等の平成三十一年分以後の所得又は非居住者である外国居住者等がこの政令の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後に支払を受けるべき所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百十二条第一項に規定する国内源泉所得について適用する。

2 新令第四条第三項(外国法人である外国居住者等の所得税に係る部分に限る。)の規定は、外国法人である外国居住者等が施行日以後に開始する事業年度において支払を受けるべき所得税法第五条第二項第二号に規定する外国法人課税所得について適用する。

3 新令第四条第三項(外国法人である外国居住者等の法人税に係る部分に限る。)の規定は、外国法人である外国居住者等の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用する。

4 新令第四条第三項(法人の道府県民税(法人の都民税を含む。以下この項において同じ。))に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税について適用する。

5 新令第四条第三項(法人の事業税に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用する。

6 新令第四条第三項(個人の事業税に係る部分に限る。)の規定は、平成三十二年分以後の年度分の個人の事業税について適用する。

7 新令第四条第三項(法人の市町村民税に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税について適用する。

(国内事業所等に関する所得税法等の特例に関する経過措置)

第三条 所得税法施行令等の一部を改正する政令(平成三十年政令第三百三十一号)附則第二条第四項の規定は所得税法等の一部を改正する法律(平成

三十年法律第七号) 附則第五十五条第一項の規定の適用がある場合について、法人税法施行令等の一部を改正する政令(平成三十年政令第百三十二号) 附則第四条第一項及び第三項の規定は同法附則第五十五条第四項において準用する同法附則第二十一条第二項の規定及び同法附則第五十五条第三項の規定の適用がある場合について、それぞれ準用する。